広報 やさと 3
Yasato Public Information
2002 No.561

## あれ？音が鳴らないよ。

林小学校で行われた能の公演で、児童たちが能で使う打楽器、小鼓を打つ体験をしました（写真上）。講師の先生が打つときれいな音が出るのにどうして鳴らないのかな？やっぱり何でも練習が大事なんだね。

○町の人口（3月1日現在）男15,236人　女15,504人　計30,740人（前月比－1）　世帯数8,277世帯（前月比＋7）

# 第24回八郷町教育振興大会

21世紀を迎え、学校教育・社会教育・地域文化のバランスのとれた教育の振興発展をめざして

二月十六日、中央公民館において、町内の学校教育、社会教育関係者が出席し、第二十四回八郷町教育振興大会が行われました。

第一部では、教育関係の発展に貢献された個人や団体、また教育研究の成果が認められた教職員の表彰が行われました。

また、第二部では、歴史研究家村上春樹先生を招いて講演会が行われました。

## 第一部

### 教育功労者などを表彰

教育の各分野で功績のあった方や、活躍が認められた方と団体の表彰が行われました。受賞されたみなさんは、次のとおりです。

#### 感謝状受賞者

●学校教育功労者
木崎誉史（寄付）

●PTA退任役員
木村利己（前園部中会長）・渡辺由夫（前葦穂小会長）・中島博（前吉生小会長）・潮田昌造（前恋瀬小会長）・平岡孝一（前瓦会小会長）・久保田孝（前園部小会長）・羽生隆（前朝日小会長）・久保田修（前有明中会長）・友部和子（前恋瀬小副会長）

#### 表彰状受賞者

●学校教育功労者
萩原真帆（小桜小五年）・鶴井亮太（園部中一年）・南澤律子（園部中二年）・戸沼佑紀（園部中二年）・山辺利恵（園部中二年）・三浦めぐみ（園部中二年）・藤田桃子（南中三年）・飯村翠里（柿岡中三年）・岩田智史（柿岡中二年）・入江かおり（瓦会小六年）・田村悠（南中一年）

●特別賞
吉生だっぺ（吉生小）

●教育論文入賞者
▽優秀賞
渡邊恭子（東成井小教諭）・岡野智子（瓦会小教諭）・渡邊成人（柿岡小教諭）
▽優良賞
矢口典子（園部小教諭）
▽努力賞
平澤信子（林小教諭）・小池伊理子（恋瀬小教諭）・岡田つや子（葦穂小教諭）・三輪均（吉生小教諭）・藤枝信一（小幡小教諭）・吉原一史（小桜小教諭）・持丸さと美（有明中養護教諭）・嶋田稔（柿岡中教諭）・山田修一（柿岡中教諭）・田上泉（柿岡中養護教諭）小松崎解子（南中教諭）

#### オアシス運動作文・標語入賞者

●オアシス運動作文
▽最優秀賞
櫻井卓（小幡小四年）
▽優秀賞
【小学校の部】
相澤明日香（葦穂小六年）
【中学校の部】
雨貝未来（南中三年）
【高校・一般の部】
杉山はつ（柴間）

▽**優良賞**
【小学校の部】
酒井沙絵実（園部小六年）・山田琹（東成井小五年）・廣瀬歩（瓦会小三年）・額賀俊明（林小六年）・安田真由美（恋瀬小一年）・阿曽尾幸奈（吉生小二年）・滝田理佳（柿岡小四年）・大塚真美（小桜小五年）・大関直人（朝日小三年）
【中学校の部】
久保田優依（園部中三年）・大図佳澄（有明中二年）・吉水亜沙美（柿岡中三年）
【高校・一般の部】
長谷川雅吾（真家）

●**オアシス運動標語**
▽**最優秀賞**
竹越萌野（有明中三年）
▽**優秀賞**
【小学校の部】
榎戸よしみ（小桜小五年）
【中学校の部】
並木聡美（園部中二年）
【高校・一般の部】
山田澄江（山崎）
▽**優良賞**
【小学校の部】
市毛奈都美（柿岡小六年）・田中暁美（朝日小五年）・藤田静香（小幡小五年）・松永花菜恵（吉生小四年）・上野夏実（葦穂小四年）・飯田智也（恋瀬小四年）・飯島加奈（林小三年）・岡野愛（瓦会小六年）・酒寄雅斗（東成井小四年）・根本紀子（園部小五年）
【中学校の部】
小野瀬真美（柿岡中三年）・川又匡（南中三年）
【高校・一般の部】
杉山まゆみ（八郷高校三年）

## 花と緑の環境美化コンクール入賞団体

【小・中学校の部】
▽**優秀賞**
南中学校（貝塚忠男校長）
▽**優良賞**
瓦会小学校（飯田和行校長）
▽**努力賞**
恋瀬小学校（奥村茂校長）
【団体・職場の部】
▽**優秀賞**
園部第三百寿会（富田俊男会長）

# 第二部

## 記念講演

講師に、歴史研究家村上春樹先生を招き、「常陸の将門伝説」と題して講演がありました。

村上先生は、早稲田大学で国語学を専攻、卒業後は、横浜市立高校に勤務し、定年退職後横浜市立図書館に勤務。この間、将門記とその伝承の研究に取り組む、古典遺産の会、茨城県民族学会に所属、著書・共著「将門記研究と資料」「軍記と漢文字」「軍記文学の始発」「平将門伝説」などがあります。

歴史研究家　村上春樹先生

## オアシス運動標語優秀作品

**最優秀賞**

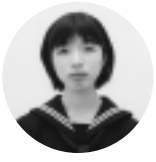
有明中学校三年　竹越　萌野

ありがとう　言えた喜び　言われた喜び

**優良賞**【小学生の部】

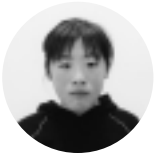
小桜小学校五年　榎戸よしみ

太陽といっしょに　おはよう　朝の町

**優良賞**【中学生の部】

園部中学校二年　並木　聡美

オアシスで　心の窓を　明けましょう

**優良賞**【高校・一般の部】

山崎　山田　澄江

思いやる　心で交わす　ありがとう

# オアシス作文優秀作品紹介

## 最優秀賞

### 弟のお手本になりたいな

小幡小学校四年　櫻井　卓

ぼくには、二さいの弟がいます。名前は、学と言います。お母さんは、目がはなせなくてたいへんだと言っていますが、ぼくにとっては、年がはなれたかわいい弟です。

最近、学は、何でもぼくのまねをします。朝起きたとき、ぼくがみんなに、

「おはよう」というと、学も、

「お、は、よ、う、」

と、ゆっくり言います。そんな時、お母さんは、

「学ちゃん、すごい。上手だね」とほめます。

「あ、あ、あ」

と言って、学はうれしそうです。ほめられているということが、よくわかるらしいのです。

でも、学は、ときどきいたずらをして、お母さんをこまらせることがあります。

この前は、学がめずらしくしずかにしているので、一人で遊んでいるのかなと思っていたら、クレヨンを出して、たたみの上に落書きをしていました。ぼくが、

「こらっ、学」

と言うと、びっくりして、クレヨンをポーンとほうり投げました。お母さんが、

「この紙に書いてね、ここはだめね」

とやさしく言うとクレヨンを拾ってきました。ぼくは、

「ごめんなさいって言うんだよ」

と、たたみの上の落書きをぞうきんでふいてあげました。

学は、なぜかうれしそうに、

「ご、め、ん、な」

とぼくの顔を見上げました。まるで、「ふいてくれてありがとう、お兄ちゃん」と言っているようでした。

そんなことがあってから、学は、いろいろな時に、

「ごめんな」

と言うようになりました。一人で、

「ごめんな。ごめんな。ごめんな」

とくり返しています。ぼくは、こうやって言葉をおぼえていくのかと、弟がたのもしく見えてきました。

夜ねるときも、家族が、

「おやすみなさい」

と言うと、学も、

「あ、あ、あ、な、い」

と言います。学なりに「おやすみなさい」のまねをしているつもりなもでしょう。

オアシス運動の言葉は、人と人との心をつなぐ役目をしています。あいさつをすると、きょう初めて会った人とでも、友達になれるからです。それから、家族もみんな仲よくなれます。

学は、何でもぼくのまねをします。まるで、ぼくが、お手本になったような感じです。オアシス運動の言葉をきちんと言って、よいお手本になりたいと思っています。

## 優秀賞《小学校の部》

### 思いやりの一言が、心に笑顔を咲かせる

葦穂小学校六年　相澤　明日香

私が五年生の時、総合学習でオペレッタ雪渡りをやりました。それは、八郷プロバンスを訪問するためであったからです。

当日、訪問すると、お年寄りがたくさん並んでいました。そして、私たちを大きな拍手出迎えてくれました。その時私は、おじいさんやおばあさんの前でオペレッタをすることですごくきん張していました。

しかし、オペレッタが終わって周りを見ると、ほとんどのおじいさん、おばあさんが涙をこぼしていたのです。きょう初めておじいさん、おばあさんに対面したのに、見ず知らずの私たちの発表に涙をこぼしてまで大拍手をしてくれたり、「ありがとう」と言葉をかけてくれたりしました。たくさんのお年寄りが感動してくれたことが、心からうれしくて、私たちまで涙が出てきました。

この日の感動の思い出は、私の心のアルバムに深く刻まれました。

オペレッタの「雪渡り」が終わって数ヵ月後のこと、私

は友達とお店に遊びに行きました。買い物をして店を出たその時、一人のおばあさんが片足を引きずって歩いていました。そのおばあさんの姿を見て、苦しそうでかわいそうだなーと思いました。そのうえ重い荷物を持っていたので、持ってあげようかと思いました。でも、頭の中ではそう思っていてもはずかしいあまりに、その気持ちを勇気を出して言葉にすることができませんでした。「どうしよう、どうしよう」と迷っているばかりで口にすることができず、とまどっていました。

友達と言おうか、どうしようかと悩んだ末ついに私は、友達と勇気をだして言ってみることにしました。

「おばあさん、大丈夫ですか。荷物持ってあげますよ」。

すると、おばあさんは、

「ありがとう、でも近くだから大丈夫だよ」と、うれしそうに言葉を返してくれました。

私は、おばあさんの笑う顔を見ることができうれしい気持ちになりました。

今まで、勇気を出しても声がかけられなかった自分なのに、思いやりの一言をかけられるようになったのは、八郷プロバンス訪問で大切なことを学んだからです。

この日の体験を忘れずに、これからも困った人の力になっていきたいです。自分一人だけでなく、思いやりの一言がかけられるような地域になることを願っているし、増えていってほしいです。

それが、人と人とのコミュニケーションになると思うし、その思いやりが、心の交流を深めていくと思います。だから私は、この気化器に地域の人とも親しくなりたいと思いました。

思いやりの一言で、人の心は、あたたかく笑顔に包まれるのです。

## 優秀賞
## 《中学校の部》

# 登山の体験から

南中学校三年　雨貝　未来

以前、夏休みに家族で富士山に登ったことがあります。実はそのころ、私は、登山なんてあまりしたくないと思っていました。

しかし、登りはじめると、そんな私の気持ちを大きく変える思いがけない出来事が起こったのです。

それは、下山してきた方の、

「がんばって」

と言う一言。それも一人の方だけでなく、来る人、来る人が、

「こんにちは」

「もう少しですよ」

などと言ってくれました。

初めてのことだったので最初は少し驚きましたが、あいさつって本当は、こんなに自然にできるものなのだと、嬉しくなりました。

自分たちが下山するころには、すっかり私も、

「こんにちは」

「がんばってください」

などと、自分から自然に言えるようになっていました。

とても疲れていたけれど、少し勇気を出してあいさつを交わすと、気持ちの良いものでした。きっと、私に声をかけてくださったたくさんの方々も、初めは私と同じように戸惑ったのではないかと思います。

普段の生活の中で、見ず知らずの人とあいさつを交わすなんて、まったくと言っていいほどないことですから。

それが、たくさんの人の声に励まされるうちに、自分もなんとなく声をかけたくなる・・。

たぶんそれは、皆が同じように、苦しかったり疲れていたりする中で、他人を気遣う気持ちが生まれるからだと思います。

だから、自然にあいさつや他人をいたわる言葉が出てくる。

そして、その言葉を聞いた人も、同じように他人を少しでも励まそうと、声をかけるのです。

体力的に辛くなったときでも、たくさんの人が支えてくれているのだという実感があれば、また、がんばろうという気持ちにもなれるものだと思います。

大袈裟かもしれませんが、一人の人がしたあいさつでも、それが本当に心の中から出たものであれば、何千、何万もの人の心でさえ動かすことだってあり得るのではないでしょうか。

今、思い返すと、私はあの時とても貴重な体験をしたように思います。同時に今、自分はどれだけ心からのあいさつをしているのだろうと、反省させられます。交わして嬉しくなるようなあいさつの根底には、他人への思いやりがあると思います。

これからも、あたたかいあいさつが交わせるようにしたいです。

## 優秀賞《高校・一般の部》

# 名も知らぬ少女に書いた手紙

柴間　杉山　はつ

私は、貴方の名も知らず、住所も分かりません。でも、どうしても手紙を書かずにいられません。

なぜあの時、貴方とあなたのおばあ様の所へかけよって、

「えらいわね。おばあ様に対する貴方の優しさ、言葉遣いに感動しました。私は貴方のおかげで教えられました。ありがとう」

と、言わなかったのだろうと悔やまれてなりません。おばあ様にも

「いいお孫様でお幸せですね。お孫様に手紙を上げたいのですが、住所とお名前を教えてください」と言えば、三ヵ月も悩むこともなく、夏休みには私宅に遊びにもきて頂けたのに、と思います。

あの時の感動は色褪せることなく、ますます鮮やかに胸にせまってくるのです。

今の世に失われつつある人への優しさ、家族とはどうあるべきかを身をもって教えてくれた貴方です。ありがとうございました。

あの日、「ゆりの郷」は休む所もない位込んでいました。休憩室のテレビの前の椅子に老婦人がおりました。そこへ貴方が大勢の人の間をかき分けて来たのです。可愛い女のお子さんでした。

「おばあちゃん、込み合っているからここを離れないでね。もう少し経ったら帰るから、その時、迎えに来るからね」祖母の肩に手をかけて顔をのぞき込むようにして、いたわりの言葉をかけているのです。

あまりの人々で座るところが無くてお嫁さんや孫と一緒に同じ所にいられなかったのだろうと私は思いました。

私は、少し離れたところに居て、その様子を時の流れるままに眺めていたのです。そのうち貴方は老人の足元にあるジュースに気が付いたらしく、

「おばあちゃん、まだジュース飲まなかったの、これは、いつも飲んでいるものと違うからおばあちゃん開けられなかったわね。ごめんね。開けてやらなくて」。

貴方は、おばあ様の前に座り、開け方を教え飲ませてあげていました。

その態度といい、老人をいたわる言葉遣いの優しさ。おばあ様の「ありがとう」の言葉も素直で美しくひびき、私も心を泉のように美しくしてくれたのです。私も心の中で、「ありがとう」と、叫んでいたのでした。

私は、貴方の様な、いいお子さまを育てられたお父様、お母様にも「ありがとう」と言いたいです。

今、この手紙を書きながら、私は目を閉じました。

映画の一こま一こまのように浮かんでは消えるシーン。人と人との支え合っている家族がそこにありました。目に浮かぶご家族は皆さんおだやかな人々でした。そこには和やかな会話がありました。

敬老の日にお祝いを受ける老人がテレビに映ったり、新聞に載ったりすると、その老人に、

「おめでとうございます」と、声をかける私です。

そして、そのお世話をする陰の人、お嫁さんや娘さんに「ご苦労様」と心で手を合わせています。

貴方のご家庭は、いつもお年寄りに優しく接していられるからドラマのようなシーンを私に見せてくれたのです。

これからも、おばあ様と仲良くしてください。ありがとうございました。

# 第二回八郷町議会臨時会

**平成十四年第二回八郷町議会臨時会が二月十五日開催されました。提出された案件は、一般会計補正予算議案、条例改正議案、工事請負契約の変更議案、土地改良事業計画議案でした。すべて原案のとおり可決されました。**

### ■補正予算

一般会計補正予算は、歳入歳出七億三、三三四万八千円を追加し総額を一〇六億六、二四〇万九千円としました。歳入のおもなものでは、学校給食施設整備事業に係る町債の四億四、四五〇万円の補正増です。歳出は、学校給食センター改築工事請負代の六億六、〇〇〇万円の補正増がおもなものでした。

### ■条例の改正

八郷町税条例の一部を改正する条例で、条文の看護婦（士）、准看護婦（士）を看護師、准看護師に助産婦を助産師に改めるものでした。

### ■契約の変更

平成十三年第二回八郷町議会臨時会で可決された、橋梁下部工事請負契約の契約金額八、一三七万五千円を、四八三万円減額し、七、六五四万五千円とするものでした。

### ■土地改良事業計画

土地改良事業計画（小屋地区と永沼地区の農道整備事業）について、土地改良法の規定に基づき議会の議決を求めるものでした。

こくほ

# 高額療養費貸付制度のご利用を

病気やケガでお医者さんにかかり、かかった費用が著しく高額であるため支払いが困難な方に対しその医療費にかかった費用の一部を貸し付ける制度があります。この制度は、必要とする医療を簡単に受けられるようにすることにより適切な医療費を確保することが目的です。

**〔貸付の対象〕**

医療費の一部の貸し付けを受けることができる方は、八郷町国民健康保険の被保険者に係る医療費につき高額療養費の支給を受ける世帯主です。

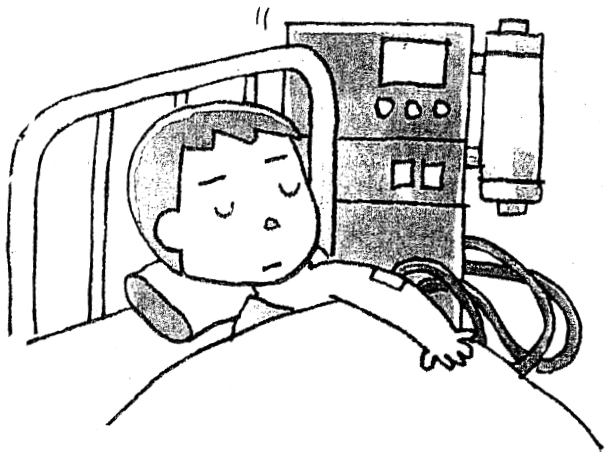

**〔貸付対象者の制限〕**

その年度の保険税総所得から過去一年間におけるその世帯に属する被保険者の医療費に係る支払金額の合計額を控除した額が、その世帯に属する被保険者の数に応じて定める次の金額以下になるとき

◎被保険者が四人まで。
三百六十万円です。

◎五人以上
三百六十万円に被保険者の数が四人を超える一人につき三十五万円を加算した額です。

**〔貸付額〕**

貸付額は五千円以上であって、かつ高額療養費支給見込み額の九〇％に相当する範囲内です。

**〔貸付けの条件〕**

①貸付金の利子
無利子とします。

②償還期限
高額療養費の支給を受けた日までとします。

③償還方法
一時償還とします。

**〔貸付金の返還〕**

町長は、借受者が貸付金を貸し付け以外の目的に使用したとき、または不正な行為により貸し付けを受けたときは、償還期限前であっても貸付金の全額または一部を返還させることができます。

**〔貸付金の償還〕**

町長は、借受者に代わって八郷町国民健康保険から高額療養費を受領し、これを貸付金の償還金の支払に充当します。また、高額療養費の額が貸付金を超えるときは、その超える額を借受者に交付し、貸付金に満たないときはその満たない額を町長が定める期限までに返還させます。

**高額療養費とは**

病気やケガでお医者さんにかかり、同じ人が同じ月内に同じ医療機関で支払った自己負担金が高額になった場合、自己負担の限度額を超えた分は国保が負担するのであとで支給されます。

ひとつの世帯で、同じ月内に医療費の自己負担額が三万円以上（住民税非課税世帯は二万一千円以上）の場合が二回以上あったとき、それらの額を合算して、合計で自己負担の限度額（一般六万三千六百円プラス一％）を超えた分が、あとで支給されます。

## 老人医療の一部負担金が変わります！

四月一日から、老人保健でお医者さんにかかったときに支払う費用（一部負担金）が次のように変わります。

**【外来の場合】**

◆定額制の診療所
１日800円（月４回まで）⇒**１日850円**（月４回まで）
※定額制の診療所の処方せんで、院外の薬局で薬の支給をうけるときは、薬局での負担はありません。

◆院外処方せんを交付されなかった方
医療機関（200床未満）１か月3,000円⇒**3,200円**
〃　（200床以上）１か月5,000円⇒**5,300円**

◆院外処方せんを受付されました方
（院外薬局で薬を支給された方）
医療機関（200床未満）１か月1,500円⇒**1,600円**
薬　局　１か月1,500円⇒**1,600円**
医療機関（200床未満）１か月2,500円⇒**2,650円**
薬　局　１か月2,500円⇒**2,650円**
※異なる医療機関から出された処方せんで、ひとつの薬局で薬の処方を受けたときは、処方せんを交付した医療機関ごとに支払います。

**【入院の場合】**

入院の場合に支払う費用は変更ありません。

| | 自己負担の月額上限 | 入院時食事代 |
|---|---|---|
| 一般 | 37,200円 | 780円／日 |
| 住民税非課税世帯の受給者 | 24,600円 | 90日までの入院 650円／日 |
| | | 過去1年間の入院が90日を超える 500円／日 |
| 住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 | 15,000円 | 300円／日 |

なお、入院の一部負担金や食事代について、住民税非課税世帯の受給者や老齢福祉年金受給者に該当する場合は支払う費用が減額される制度があります。

該当する方は、減額認定申請が必要となりますのでお問い合わせください。

**十月にも変更が？**

老人保健に係る医療費負担については、四月の改正に続いて十月にも見直しが予定されており、受給年齢の段階的な引き上げも検討されています。

みなさんの医療費負担がさらに高まっていくことになりますので、ふだんから健康づくりや上手な受診を心がけましょう。

# 町職員の給与と定員管理状況をお知らせします

平成十三年四月一日現在

町職員の給与については、国家公務員の給与を基準に「八郷町職員の給与に関する条例」で定めています。みなさんのご理解を得るために概要を公表します。

## ●人件費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 住民基本台帳人口（平成13年3月31日現在） | 歳　出　額（A） | 実質収支 | 人　件　費（B） | 人件費率（B）／（A） | （参　考）11年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 12年度 | 30,817人 | 千円 11,114,245 | 千円 403,478 | 千円 2,379,970 | % 21.4 | % 19.6 |

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## ●職員給与費の状況（普通会計予算）

| 区　分 | 職員数（A） | 給　与　費 | | | | 一人当たり給与費（B）／（A） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計（B） | |
| 13年度 | 人 276 | 千円 1,199,336 | 千円 123,640 | 千円 520,916 | 千円 1,843,892 | 千円 6,680 |

（注）1　職員手当には、退職手当を含みません。　　2　給与費は、当初予算に計上された額です

## ●一般行政職の級別職員数の状況

| 区　分 | 1　級 | 2　級 | 3　級 | 4　級 | 5　級 | 6　級 | 7　級 | 8　級 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 標準的な職務内容 | 主事補 | 主　事 | 主　事 | 主　幹 | 課長補佐<br>係　長<br>主　査 | 課長補佐<br>係　長<br>主　査 | 課　長<br>課長補佐 | 課　長 | |
| 職員数 | －　人 | 15人 | 37人 | 27人 | 13人 | 104人 | 22人 | 23人 | 241人 |
| 構成比 | －　% | 6.2% | 15.4% | 11.2% | 5.4% | 43.2% | 9.1% | 9.5% | 100% |

（注）1　八郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名等です。

## ●職員手当の状況

| 区　分 | （平成13年度支給割合） | | |
|---|---|---|---|
| 期末手当 | 支給時期 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 勤勉手当 | 6月期 | 1.45月分 | 0.60月分 |
| | 12月期 | 1.55月分 | 0.55月分 |
| | 3月期 | 0.55月分 | －　月分 |
| | 計 | 3.55月分 | 1.15月分 |
| 退職手当 | 勤続年数 | 自己都合（支給率） | 勧奨・定年（支給率） |
| | 勤続20年 | 21.00月分 | 28.875月分 |
| | 勤続25年 | 33.75月分 | 44.550月分 |
| | 勤続35年 | 47.50月分 | 62.700月分 |
| | 最高限度額 | 60.00月分 | 62.700月分 |

## ●一般行政職の初任給の状況

| 区　分 | 国 | 茨　城　県 | 八　郷　町 |
|---|---|---|---|
| 大　学　卒 | 174,400円 | 176,865円 | 181,400円 |
| 高　校　卒 | 141,900円 | 142,838円 | 146,500円 |

## ●一般職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区　分 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|---|---|---|---|
| 大　学　卒 | 268,500円 | 325,500円 | 394,300円 |
| 高　校　卒 | 235,600円 | 268,500円 | 325,500円 |

## ●部門別職員数の状況

| 部門 | 区分 | 職員数（人） | | | 対前年増減数（人） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 |
| 一般行政部門 | 議　会 | 3 | 3 | 3 | △1 | | |
| | 総　務 | 53 | 52 | 52 | 2 | △1 | |
| | 税　務 | 18 | 18 | 18 | △1 | | |
| | 農林水産 | 29 | 33 | 32 | △6 | 4 | △1 |
| | 商　工 | 11 | 12 | 11 | 2 | 1 | △1 |
| | 土　木 | 18 | 17 | 16 | △2 | △1 | △1 |
| | 民　生 | 71 | 68 | 68 | | △3 | |
| | 衛　生 | 15 | 14 | 15 | △2 | △1 | 1 |
| | 小　計 | 218 | 217 | 215 | △8 | △1 | △2 |
| 特別行政部門 | 教育行政 | 55 | 56 | 56 | △2 | 1 | |
| | 小　計 | 55 | 56 | 56 | △2 | 1 | － |
| 公営企業等会計部門 | 水　道 | 10 | 10 | 10 | | | |
| | 下水道 | 5 | 7 | 8 | 1 | 2 | 1 |
| | その他 | 12 | 12 | 12 | 5 | | |
| | 小　計 | 27 | 29 | 30 | 6 | 2 | 1 |
| 合　計 | | 300 | 302 | 301 | △4 | 2 | △1 |

## ●一般行政職の平均給料月額及び平均年齢の状況

| 区　分 | 一　般　行　政　職 | |
|---|---|---|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 八郷町 | 367,331円 | 44.0歳 |
| 茨城県 | 357,487円 | 41.8歳 |
| 国 | 329,470円 | 40.2歳 |

## ●特別職の報酬等の状況

| 区　分 | | 給料月額等 |
|---|---|---|
| 給　料 | 町　長 | 807,000円 |
| | 助　役 | 613,000円 |
| | 収入役 | 581,000円 |
| 報　酬 | 議　長 | 347,000円 |
| | 副議長 | 295,000円 |
| | 議　員 | 279,000円 |
| 期末手当 | （平成13年度支給割合） | |
| | 6月期 | 1.45月分 |
| | 12月期 | 1.55月分 |
| | 3月期 | 0.55月分 |
| | 計 | 3.55月分 |

# 働く人の子育て・介護を支援

## 「改正育児・介護休業法」が四月一日から全面的にスタート！

育児・介護休業法は、育児や家庭の介護を行う人の仕事と家庭の両立を支援することを目的とした、総合的な内容の法律です。この法律によって、育児や介護のために休業をとることは働く人の権利として認められています。しかし、現実には、育児・介護休業を取得した後の待遇や職場復帰などに対する不安から、休業を取得しづらいと感じている人はまだ多いようです。そこで、働く人がより安心して育児・介護休業を取得し、職場復帰しやすい環境を整備するため、平成十三年十一月、この法律の一部が改正されました。今年四月一日からこの改正法が全面的に施行されます。

### 改正のポイント①

**解雇その他の不利益な取り扱いを禁止**

改正前は、育児休業・介護休業の申し出や取得を理由とする「解雇の禁止」の規定のみでしたが、改正後は、解雇のみならず、退職の強要や減給、賞与等の支払いにおける不利益な算定、不利益な配置転換などの不利益な取り扱いも禁止されます。

### 改正のポイント②

**一定時間を超える時間外労働を制限**

小学校就学前の子どもを養育している労働者や、要介護状態にある家族の介護を行っている労働者は、一か月＝二十四時間、一年＝百五十時間を超える時間外労働の免除を請求できます。該当する労働者がこの請求をした場合、事業主は原則として、これを越える時間外労働をさせることはできません。

### 改正のポイント③

**勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子が一歳未満から三歳未満に**

短時間勤務やフレックスタイム、始業時刻・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働の免除などの勤務時間の短縮等の措置は、これまで「一歳未満の子どもを養育する労働者」を対象として行われてきました。改正後、この措置の対象者は、「三歳未満の子どもを養育する労働者」まで拡大されます。

### 改正のポイント④

**子どもの看護のための休暇制度を導入（努力義務）**

改正法では、事業主の努力義務として、小学校に入学する前の子どもを養育する労働者が、子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入に努めなければならないとしています。子どもの看護のための休暇とは、負傷したり疾病にかかったりした子どもの世話をするために労働者に対して与えられる休暇で、年次有給休暇とは別に与えられるものです。

### 改正のポイント⑤

**転勤には育児・介護の状況に事業主が配慮**

勤務地などの変更を伴う転勤などを行う場合、事業主は、労働者の育児や介護の状況を把握したり、労働者本人の意向を配慮したりするなど、その労働者の子どもの養育や介護の状況に配慮することが義務づけられました。

## 県知事に要望書提出

二月二十五日、朝日峠と吾国山（道祖神峠）のトンネル化の実現に向けた県への要望が行われました。

土浦市、笠間市、つくば市、新治村、八郷町の市町村長、県議会議員、市町村議会議長はじめ関係部課長が揃って、県知事、県議会議長、県土木部長に早期完成を要望しました。

県の回答では、朝日峠のトンネル化について、今まで各調査を実施しており、この計画を具体的に進めるために、平成十四年度は予備設計に着手する予定となっています。

完成時期は、平成十三年度に起工した上曽トンネルとほぼ同時の、平成十八年度に竣工できるよう進めていきたいという県知事のお話もあり、実現に向けて明るい希望が見えてきました。

橋本知事に必要性を説明

朝日トンネル早期実現へ

# 八郷の巨樹・老木 (35)

## 駒村家のヤマザクラ

シュ、シュ、・・と、小気味よい音をたて、白い水泡を飛ばしながら水を切る直径四、五㍍の水車。それに呼応するかのようにゴット、ゴットと杉の葉を搗く杵の音が響いてくる。トタン葺きの小屋には干し上がった茶褐色の杉の葉が山と積まれ、日当たりのよい場所には生乾きの杉枝が一面に乾燥されている。テレビでも何度か放映されたように、駒村家は水車で伝統工芸の杉線香を製造販売する老舗として知られている。かつてこの辺りは筑波山塊から流れ出る谷川の急流（恋瀬川上流）を利用した十軒程の水車小屋が並ぶ水車の集落で、人々は製粉や精米、うどんや杉線香づくりを生業（なりわい）として生活していた。

わずかに一軒だけ残った駒村家の水車は、湯袋峠にさしかかる一の沢地区の県道沿いに位置し、庭先に『駒村清明堂』の立看板があるので分かりやすい。

お目当てのヤマザクラは母屋の裏側にある庭から下の谷川へ下りる崖状の場所に立っている。場所柄からも自生したものと思われるが、幹周りは五㍍、幹は地上一㍍の所で二つに分かれ、枝張りは東西十七㍍、南北二十一㍍と傘のようにして庭を覆っている。樹齢は百五十年以上と推定されるが、この樹の勢いは凄い。根元の周囲四・八㍍の筑波石を真二つに割りながら育った、まさに『石割桜』である。『子どもの頃、割れ目は五㌢位でしたが』という駒村勇さんの話からも、樹が生長するにつれて小さな割れ目は徐々に広がっていったようだ。人間の目の届かない所でうごめく樹木の生命力、根や幹に潜む強大なエネルギーにただ驚嘆するばかりである。もともと桜は日照と適潤な土壌を好むといわれ、恵まれた環境がこのような巨樹を育んだものと思われる。

満開になると筑波山のつつじが丘からも遠望できるそうだが、この桜の一番の見所は県道が大きくカーブする一の沢集落センターの裏側辺りから見下ろす眺めだろうか。黒々とした木立を背に、淡紅色の花はあたかも峠路の花簪（かんざし）のように浮き出る。時季になったら是非とも足をのばしていただきたい。

さて、貴重な紙面を借用し連載させて戴いたこの欄も満三年が終わりました。紹介させて戴いた樹は延べ四十本になり、どの樹にも想いひとしおのものがありますが、その中でも『大図家のクロガネモチ』には感慨更なるものがあります。何かの冊子に文明と文化の違いについて、凡そ次のようなことが書かれていました。『人々が親しんで来た大木を伐り倒し、真っ直ぐに道を広めるのが文明で、大樹を残そうとして道筋を変えるのが文化である』と。実に端的、平明な表現でありますが、クロガネモチは全く同じ考えのもとに『中戸沢防砂工事』の伐採から免れたのです。今年、町では新たに二十四本の保存樹を認定し、管理者の皆様のご協力を戴くことになりました。巨樹は『環境のセンサー』といわれますが、町民の皆様が生きる文化財、巨樹・老木に対し、これまで同様温かい眼差しを注がれますことをお願いし、この稿を閉じらせて戴きます。

やさと巨樹の会会長　小林文男

**所在地**　小幡1899
**管理者**　駒村　勇
**樹種名**　ヤマザクラ
《バラ科・サクラ属》
**胸高周**　5.0m
**樹　高**　15.6m

---

花と緑の楽園
茨城県フラワーパーク

## ボタンの手入れ

牡丹は古くは奈良時代に薬用として、日本に入ってきたとされます。中国南西部原産のキンポウゲ科の植物で、根皮を漢方薬に用い、消炎解熱、鎮痛浄血、婦人病などに効果があります。

### 開花までの管理

牡丹の成長は気温の上がる二月下旬頃から始まります。この頃に、芽出し肥として化成肥料を五十㌘、株の周囲に四十㌢くらい離してまき、かるくすき込みます。四月中旬になると、早咲のものが花を見せ始めます。花首の弱いものは支柱を添えてあげ、雨が降りそうな時は傘などで雨避けをしてあげます。

### 開花後の管理

花弁が散り始めたら早目に花を摘み、お礼肥を施します。芽出し肥と同じ要領で量を二倍にして与えます。樹高を高くしたくない時は腋芽摘みをします。春から伸びた新梢の基部の芽を三つ残し、上部の葉の付け根にある芽をかき取るか、ピンセットなどでえぐり取ります。遅くとも六月いっぱいに終わらせましょう。花後から梅雨にかけて病気が発生しやすくなります。ベンレートやダイセンなどを雨の前日や梅雨の晴れ間に散布します。また、カミキリムシの駆除に六～七月の間、株元にダイシストン粒剤をまいておきます。

### 秋の管理

九月下旬になると植え付けの適期です。日当たり、風通しが良く、夏の西日が避けられる所が最適で、何より排水の良い所に植えます。移植は株が大変弱りますのでなるべくしないようにしましょう。また、この時期、三回目の施肥を行います。骨粉油粕一㌔、化成肥料百㌘、熔燐百㌘を施します。十月になり、葉が黄ばんできたら剪定の時期です。太く充実した枝には一個、細い枝には一個の花芽を残し剪定します。

### その他の管理

成長期間中は、株元から次々にひこばえが生えてきます。枝を増やす場合以外は土を掘り、台木の芽も一緒に元から取ります。一～二月の間、越冬病害虫の駆除に石灰硫黄剤を散布しておきます。

園芸課　斉藤益実

# 八郷の歴史 (12)

パソコンなどの文明の利器に逆に振り回されているとも思える一現代人として、江戸時代の村役人層の筆まめさには素直に感嘆せずにはいられない。古文書を整理していると、実に多種多様な文書に出会うことができる。多くは領主支配の現地執行者たる村支配関係の文書であるが、村役人の立場から離れた、私的な文書もかなり目にすることができる。そんな文書類の中から、今回は私的な『日記』を素材に江戸時代の人々の生活の一端を覗いてみたい。使用する文書は、上青柳の木崎真家に伝わる文書群の中の、文政三年（一八二〇）の『日記帳』（茨城県史編さん室調査・写真版）である。

## 『日記』から垣間見る 江戸時代の村人の生活

先ず、一年を通してその頻繁さに驚くのは、神社仏閣への参詣である。正月十八日の峰寺（西光院）から始まり、二月二十五日には筑波山神社、三月二十四日には筑波山神社から峰寺へ、四月一日と五月二十一日、六月十八日にも筑波山神社へ、六月二十日には雨引山、六月二十九日と七月二十九日にはまた筑波山神社へ、さらに八月二十日から二十四日までは四泊五日で、下野国の石裂山参詣への小旅行、八月二十六日には用事のついでに一ノ矢神社へ、九月二十五日から二十九日には、また四泊五日の日程で今度は大杉神社と鹿島神社への小旅行、帰村した二十九日にはすぐに筑波山神社へも参詣、十月晦日には筑波山神社から峰寺へ、十一月には旗本御用で江戸へ出府した際、十二日に堀之内祖師、十三日に虎之門金比羅宮へそれぞれ参詣し、年も押し詰まった十二月二十九日には、年初と同じ峰寺へ参詣して締めくくっている。

また、七月以降、芝居興行の記事も目立つ。七月二十五日には、細谷村の風祭りの際に歌舞伎芝居、八月十一日には、月岡村風祭りの際の地芝居、九月十五日からは宇治会村で磯山佐左衛門殿芝居、十月一日からは根小屋村次郎右衛門殿芝居が行われたことが書き留められており、当時、農村興行が流行した様子の一端を彷彿とさせているとともに、楽しみの一つとして興行に足を運ぶ当時の村人のうれしそうな姿も想像させてくれる。この他、頻繁に目にする記事と言えば「土浦へ行く」「府中へ行く」との記事である。特に土浦へは、二月だけで日帰りで延べ十日も足を運んでいる。土浦と府中（石岡）との結びつきは、木崎家の経営上の取り引きももちろんだが、当時の八郷町内の村々が土浦や府中（石岡）の経済圏に包摂されていたことを示していよう。また、若干ながら真壁とのつながりを示す記事も見られる。農作業に関する記事も、当然のことながら一年を通し枚挙に暇がない。他にも、冠婚葬祭や周辺村落で起こった一件や風説、組合村の行事参会の記事など、さまざまな情報が『日記』には書き留められていて興味深い。町史編さんという歴史を再構成していく作業の中で、『日記』のような私的文書も、ぜひ有効活用しなければと考えている。

町史編さん専門調査員・近世　岡部真二

## わたしの手料理

### サケの素揚げ 辛味ソース

食生活改善推進員　廣瀬正子（柿岡）（ヘルスメイト）

**【材料】**（4人分）

●生サケ 4切れ ●片栗粉 大さじ2 ●揚げ油 ●ほうれん草 ●ねぎ 10ｇ、●しょうが 10ｇ、A［白ごま 大さじ1・1/2、しょうゆ 大さじ1・1/2、酒 大さじ1・1/2、だし汁 大さじ1・1/2、酢 大さじ1・1/2、砂糖 大さじ1/2、豆板醤 大さじ1/4］

●にんにく 1片

**【作り方】**

①サケは1切れを4つにそぎ切りにする。

②①に片栗粉をつけてカラリと揚げる。

③ねぎ・しょうがみじん切りにし、Aと混ぜ合わせて、ソースをつくる。

④ほうれん草は、ゆでて3㎝の長さに切る。

⑤皿にほうれん草をしき、その上に②をのせ、③のソースをかける。

## わが家のアイドル

柿岡

### 小松崎 健太（けんた）ちゃん

平成12年3月27日生まれ

父 幹成さん 母 さゆりさん

♥**家族からの一言**

とてもやんちゃな男の子です。ラジコンやおもちゃのバイクで遊ぶのが大好き。最近は、お兄ちゃんたちの真似をして、食事のときはお箸を持ち一生懸命にご飯を食べようとします。素直な子に育ってほしいですね。

# イラスト

小倉　中島基美

P.N　テレビ・ジョン

P.N　ＭＩＯ

小見　荒木義行

吉生　菊地紘美

# みんなの広場

## わたしも一言

立春も過ぎ、一足ごと春が近づいてまいりました。四月は、花の季節と共に入学式で若いお母さん方のよろこぶ姿が浮かんでまいります。

少子化時代であり、わが子にかける夢は大きいことでしょう。そして、期待が大きければ大きいほど、母親自身も学び人間として、子と共に成長していかねばなりません。

しかし、現実は反対にモラルの低下が気になります。

こんな折、友から次のような便りが届きました。

この便りの中から、何かを学んでくれる方もあろうかとペンをとりました。

匿名

### 友からの便り

教育委員会主催で、新入児童（四月）の親を対象に、子育て講話を一時間半。テーマは「お母さんの忘れもの」として、母親の心の持ち方について。三十前後のお母さん方に古い時代の私の考えが通用するかどうか、とにかく解りやすく、おもしろく、引例も変化のあるもの、そしてなお迫力のある内容を……と考えました。

六十六名の母親たち。開会式におくれる人、七、八人、私語でゴトゴトうるさい人、五、六人、時間の始めから終わりまでガムをかんでいる人、三人。真剣に話を聞いてくれる人もたくさんいたが、非常識な態度をする人が目立ち、終わったあとも、不快感をぬぐうことが出来ませんでした。

いつからこんな母親が出来上がったのでしょう。一年毎モラルの低下が目立って、一体このような母親に育てられた子供は、どんな子に育つのでしょうか。

子供連れで来た母親もいて、数人の子が室内を暴れまわり、先生方が苦労して押さえていましたが、母親は知らん顔。

他の市町村の家庭教育講座でも、数えきれない程、講話をしてきましたが、こういうことはありませんでした。

きょうの母親たちには全くびっくりして、しみじみ日本の教育の行方を考えさせられました。

## 習字コーナー

評　日本教育書道連盟審査員　岩波芳水

小桜小三年　関　仁美

力強く書けています。この調子でがんばって下さい。

小幡小四年　桜井麻衣

一筆一筆に気持ちがこもっていてたいへんよい作品です。

全問正解者のなかから
抽選で図書券が当たるよ

# 広報クイズ　168

３つの答えの中から正解を選びハガキに書いて送ってください。

①八郷町教育振興大会は今年度で何回目？

Ａ－１４回　Ｂ－２４回
Ｃ－２５回

②老人医療の一部負担金が変わるのはいつから？

Ａ－４月１日　Ｂ－５月１日
Ｃ－６月１日

③第２回八郷町議会臨時会が開催されたのは何月何日？

Ａ－２月５日　Ｂ－２月１５日
Ｃ－２月２５日

**［応募の方法］**

☆ハガキに広報クイズ168と書き、答えの記号（例①－Ａ）、住所、氏名、年齢、世帯主と「私もひとこと」へのご意見や広報の感想などを書いて送ってください。イラストやマンガも大歓迎。

☆締切日　平成１４年４月２０日
（当日消印有効）

☆応募先　〒315-0195 八郷町柿岡5680-1 八郷町役場秘書広聴課

☆当選者の発表　本紙５月号

**［広報クイズ166の当選者の発表］**

正解は①－Ｂ、②－Ａ、③－Ａでした。応募総数41通、正解41通の中から次の10人が当選しました。

足立芳子（小屋）荒木義行（小見）
市村志つ（小見）市村貴子（小見）
岡野聡美（太田）鈴木美穂（太田）
仁平洋子（小幡）長谷川和夫（大増）
山口節子（上林）山中和（片野）

［敬称略］

P.N　豆柴ちゃん

月岡　萩原　志づ

P.N　さくらメント

## ●やさと文芸

### 短歌　大塚　誠選

軒先の籠の目白の騒ぎをり狙ひ定めし猫の目ありて　弓弦　塚田キヨ

五十年寄り添ひ生きし両親の後ろ姿の重く静けし　山崎　荒井幸子

戴いた銀杏作りの俎で新年祝うのし餅を截る　月岡　萩原照子

### 俳句　綿引鼓峰選

トラクター覆ひかけられ春を待つ　下林　佐藤繁子

冬ごもり余白の多き農日記　東成井　菱沼いみ子

スィートピー花びらひらひらちょうのよう　小幡小三年　小林　真梨子

### 俚謡　鈴木弦月選

一人暮らしに支えが嬉し伸びる福祉と両隣り　下林　加藤弥生

長い不況も笑顔で耐える妻は我が家の福の神　飯塚　額賀力江

丸く生きよう余生のこの世ならむ堪忍して暮らす　上林　小松﨑榮

## やさとメモリー

昭和四十五年に起工式が行われた大規模農道（現在のフルーツライン）の工事のようす。（昭和四十七年当時）国道125号線と、国道50号線を結ぶ大がかりな工事となりました。

# まちの話題できごと

身近な出来事や地元の話題をおよせください
（連絡先・秘書広聴課☎内線一三四三）

下水道処理施設にて

## 対話教室で町の施設などを見学

まちづくり対話教室が二月十五日に行われ、町内から十二人が参加し、町の施設や史跡などを見学しました。一行は八郷町役場を出発し、県の天然記念物に指定されている佐久のオオスギや、今年竣工式が行われたばかりの町内四中学校の一つ、柿岡中学校体育館を見学しました。

その後、町長との懇談を兼ねた昼食を取り、午後からは下水処理場建設現場で工事の進み具合を確認し、青田岩谷古墳、小幡の筑波山碑を見学しました。

「一日という短い時間ではありましたが、町の施設や歴史のことが学べたことがよかった」と参加者は語りました。

## すいすい滑れるようになったかな

八郷町子ども会スキー研修会が、三月三日、栃木県日光湯元スキー場を会場に行われました。参加したのは百八十六人の小学五、六年生の子どもたち。当日は八郷スキークラブのインストラクター二十五人と、同会役員四十五人が補助員として子どもたちの指導に当たりました。

最初は緊張していた子どもたちの表情も次第ににっこり顔。暖かい日差しを浴びながら楽しい一日を過ごしました。

## 柿中バレーボール部県大会で準優勝

第十九回茨城県中学校バレーボール大会が二月十日と十一日の二日間にわたり開催されました。

大会には県内百八十四校が参加し、熱戦が繰り広げられました。柿岡中学校バレーボール部も同大会に出場し、準優勝を勝ち取りました。

「今回の大会の目標は決勝戦に出ることでした。そういった意味では目標を達成できたと思います」と語る嶋田顧問。

「試合では冬場の練習の積み重ねが発揮できた」と満足そうに話し、「決勝戦の後に流した涙を総体に向けてのバネにしてほしい」と選手たちに期待を込めました。

## ありがとうございます

町内小学校新入生児童に黄色い帽子　二百七十二個　JAやさと

## 第七回TBG会長杯大会結果

二月二十三日・総合運動公園

男子の部▽**優勝**　高橋邦雄（山崎）▽**準優勝**　海野重俊（大増）▽三位　飯島勇吉（山崎）

女子の部▽**優勝**　高橋ちが子（山崎）▽**準優勝**　飯島はつ子（山崎）▽三位　石田てる子（大塚）

―敬称略―

**■訂正とお詫び**　広報やさと二月号二ページ下段の本文二行目の五ページは三ページの誤りで、四ページ下段の本文十六行目の後には「きっかけ」を与えるのも大人の役目だと思います。が入ります。十四ページ出初式の模範操法は第一分団第二部が入ります。お知らせ版№804の自動車税の一部改正についての本文六行目、排気ガス性能に応じて税率が概ね一三～五〇％高くなります。は、低くなります。の誤りです。訂正するとともに深くお詫びいたします。

## 今年の入選者は？

二月十五日中央公民館を会場に八郷町フォトコンテストの審査会が行われました。町内外から六十五人が応募し、百五十九点の作品が集まりました。今年で四回目を迎える同コンテストは回を重ねるごとに作品レベルも向上し、審査は難航しました。

入選者は次のとおりです。

▽**大賞**「ギター館と物体X」皆川　武郎（八郷町）▽**優秀賞**「風を待つ」山口　克治（笠間市）・「みたま踊り」石井　正夫（石岡市）▽**町長賞**「郷の五月」友部善太郎（八郷町）▽**ＪＡ八郷賞**「稔り」滝田　茂（八郷町）▽**教育長賞**「朝霧」小林　優（八郷町）▽**商工会長賞**「郷愁」渡辺　幸雄（土浦市）▽**観光果樹組合賞**「郷の曙」井上　譲（下妻市）▽**入選**　飯田　常男（霞ヶ浦町）・石井　良一（土浦市）・井上　譲（下妻市）・大関　栄一（水戸市）・久保田貴美（八郷町）・小林　豊帆（水戸市）・関　倖江（古河市）・外山　恵美子（土浦市）・田上　雄一（友部町）・仁平　修介（八郷町）・長谷川正一（岩間町）・藤井浩一（石岡市）・藤田　孝雄（大宮町）・宮田勝雄（水戸市）・山口　勝己（石下町）　**【敬称略】**

これから入賞作品については、町のパンフレットなどに活用し、役場をはじめ、町内施設に作品を展示して広く八郷町をＰＲしていきます。

## 伝統芸能が身近なものに

林小学校の卒業生を送る会が、二月に十六日に林小学校体育館を会場に行われました。送る会では霞ヶ浦町在住の能楽師、橋岡伸明さんを迎えた公演が行われ、会場には林小学校全校児童をはじめ、保護者や地域のみなさんが集まりました。

橋岡さんは、国内をはじめ欧米やブラジルなどでの演能活動の傍ら、地元を中心に能の魅力を伝えようと現在、能の普及に努めています。

公演では、桜井校長先生をはじめとする先生や児童たちに能装束を着てもらったり、楽器を実際にたたいてもらったりと、普段では味わうことのできない体験に参加者のみなさんは興味を示していました。また、仕舞「土蜘蛛」で蜘蛛の糸を投げかけるハイライトシーンの体験には子どもたちも大喜び。はじめは緊張していた子どもたちも次第に興味深く橋岡さんの話に耳をかたむけていました。「少しでも多くの方に能を身近に感じてもらいたい」という橋本さんの思いが参加したみなさんに届いていたようでした。

### 編集室

いよいよ年度の締めくくりとなる月に突入しました。ここで今までを振り返ってみる・・・というのがお決まりのようです。

私事ではありますが、広報に携わり早四年。今までを振り返ってみると、数々の失敗を思い出します。中でも大きな失敗談は、今から二、三年前、ある保育所に中学生がお花をプレゼントするという情報を聞き、カメラを持ってでかけて行った日のこと。園児と中学生何人かがお花を囲んでいるところを撮影しました。ところが中学生が帰った後、ふとカメラを見てびっくり。フィルムが入っていなかったのです。フィルムが入っていなければ、現像もできませんし、広報にも載せることができなくなってしまいます。慌てて事情を話し、翌日中学生に来てもらいました。撮影が無事終了し、広報紙にめでたく載せることができました。

さて、八郷町ではこのまま雪景色を見ずに春が来てしまうのでしょうか。全国的に暖冬といわれ、桜の開花も早まると言われていますが、入学式の前に散るようなことがありませんように。　（且）

# 農地転用の手続きは？

## 農地の売買には許可がいります

〈3条申請〉

農地を耕作目的で売買する時には、農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに行った売買は法律的に無効であり、所有権移転の登記ができません。

なお、資産保有や投資目的による売買、また農地を取得する適格者（自らが権利に基づいて耕作する面積が、申請地を含めて五十アール以上）でない場合は許可されません。

**転用申請をする場合は、農振が除外されていないとできません。**

※詳しくは役場農政課 農政係（内線一二一三）まで。

## 農地の転用には許可がいります

農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林などに用途を変更することであり、農業委員会を経て、知事の許可が必要です。

〈4条申請〉

自分名義の農地を転用する場合。

〈5条申請〉

他人名義の農地を買って、あるいは借りて、転用する場合。

4条申請と5条申請は次のような内容を審議します。

①転用の目的は適正か。
②転用の面積は適当か。
③必要な同意はあるか。
④付近の農業に与える影響はどうか。
⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか。
⑥他の法令関係で手続きが必要な場合は、それがなされているかどうか。

などを書類審査し、また申請された土地の全てについて、現地へ行き、調査を実施します。

（注）町が定めた農業振興整備計画による農用地区域内の農地は、原則として、許可されません。

どうしても転用が必要な場合は、転用許可申請前に、農用地区域内からの除外の許可を受けることが必要です。

※詳しくは役場農政課 農政係（内線一二一三）まで。

## 許可書の交付まで

〈3条申請〉

毎月十五日までに申請 ← 定例委員会で決定（毎月二十五日） ← 許可書交付（申請月の月末）

〈4条・5条申請〉

毎月十五日までに申請 ← 定例委員会で審議（毎月二十五日） ← 県（または国）で決定 ← 許可書交付（申請月の翌月の末日以降）

※申請・委員会日が土・日、祝祭日の場合にはその翌日になります。

## 許可なく転用したら？

**無断転用には厳しい罰則**

許可を受けずに行った行為は、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。また、これらに違反した場合には、三年以下の懲役または三百万円以下の罰金、あるいは六月以下の懲役または三十万円以下の罰金が科せられます。

**■転用についてご不明な点は役場農業委員会事務局（内線一二五一）まで。**